

和泉・生田学館開館特集号

開館式

和泉 六月十日～十四日

生田 六月二十二日～二十五日

学館特別委員会

目

次

開館にあつて……………	1
我々学生にとつて学館とは何か……………	1
全国学館運動の歴史……………	3
明治大学学生会館の歴史……………	4
事 実 経 過……………	6
学館の任務と方針……………	7
学館特別委員会並びに運営委員会……………	10
国立大学学生会館設置計画要項……………	11

の要求する学生や学問をつくりだす機関として存在していた、それ故に一方においては「象牙の塔」という言葉によつて象徴されるように社会の実体から遊離した学問を空想的に追い求め、自己矛盾を自虐的に甘受するあわれな学者の一群があつた。我々はこうした戦前の歴史を過去のものとして排斥してはならない。少なくとも今日の大学の現状、即ち自由なる学問を学ぶ場としてあらねばならない大学に再び大きな力をもつて国家が教育に関与している現代を考えると、戦前の歴史は決して単なる過去の歴史の一ページではなく、現代に脈絡を通ずる知識人のもろさとして学生、教授の意識の奥深くに行動と訣別した知識人の愚劣な姿が陽に陰に息づいているのである。

戦後西欧の民主主義がこの狭い日本にどつと崩れ込んで横溢した一時期があつた。学生は戦後の窮迫期において労働者一般と等質な生活の中に突き落された。そしてその中で学生も大衆も生きることの苦闘を学び、民主主義という博来の思想を通じ、わずかに人間としてのエゴイズムを感傷的にはあるが認識した。だが所詮この民主主義思想は自ら求めて得たものではなく、アメリカが民主主義の外形をもたらしただけ過ぎなかつたが故に完全には咀嚼しきれないまま一九五〇年の朝鮮戦争を迎えたのである。そしてこの時期より日本資本主義は重工業部門を復興させ、六〇年代の高度期を通じ飛躍的に発展した。またこれと同時に国家の教育への介入は教育二法、三法、大学管理法、大学設置基準、教員免許法等をもつて強化されていった。

こうした国内の情勢は当然大学と、学生というものの内容を変化させていった。重工業部門の発展は理工系学部の偏重をもたらし、大学は理工系学部の施設充実の為に、多額の資本を必要とする。その結果学費値上げを行なつたり、施設（教室）の回転を能率的に合理的に行なつてゆくために、大教室を用意し、あるいは五時間授業を実施する。

こうして私立大学の内部から自己を企業化してゆくことにより、大学は増々空洞化してゆく。また日本の資本主義が高度生長をなしとげて来た中で、より多くの高度な技術を身につけた労働者が必要となつて来る。これを大学が引き受けてゆく過程の内に、大学は資本主義の前に屈服させられる。同時に学生自身もこうした社会の欲求にのみ込まれ、支配者のイデオロギーとしてあるエゴイズムをもてあまし、あるいは恐怖（大学の受験難はそれを端的に示す）されながら、主体性を喪失したぬけがらとして存在することになつた。このまげられたるエゴイズムは学生の自主性を破壊し、ひいては大学の理想を汚名という名の理想に引きおろす。

かくて全ての学生は、意識下であろうとあるまいと、自己疎外という現象を引き起す。そしてこのような大学の現状の中に、学生会館が登場してくるのである。

文部省や大学は学生会館について特に学生の厚生福祉の面を強調している。このことは、我々の学館が三十七年度の学費闘争の副産物として生まれ、また学館要求の運動が初原的には自己疎外を特殊側面で回復しようとする趣味サークルの急増化の現象の中からサークルセンターの計画としてあつた。

即ち学生運動にとつて、この苛酷な時代背景の中で、単に憩いの場を学生に提供し、そのなかでなんの目的性もなく、ごつたな学生を受け入れてゆく。もしこのような学館を我々が許容するとするならば、学館は、サロン化し、自己疎外の矛盾は、学館の白い壁の中に一切塗り込まれ、学生の矛盾に敏感に反応する神経は全くなえてしまう。

学館とは少なくとも建物やそれに付随する厚生福祉の施設ではなく我々の欲求の具現化としてあらねばならない。その故に、副産物として与えられたり、サークルセンターとしての要求されてゆくものでは

決してない。では我々の欲求の具現化としてある学館とは何か。もし一人一人の学生が大学の理想に疑惑を感じ、自己疎外に悩み、そして時代の混乱矛盾を認識するとするならば、答は自明である。即学館は、大学を腐敗化せしめてきた原因をつみとり、積極的に矛盾の解消の為に社会に働きかけてゆく学生運動と創造的文化運動の場を受動的にではなく、能動的に拡大してゆくという方向性を持つてそれらを全面的に保証するものでなければならぬ。

挽言すると、学生会館は自己教育と自己研究を中核とする処の学生の総合的な自主活動を発展させてゆく筈としてある。

「全国学館運動の歴史」

日本においてはじめて学生会館要求運動が起つたのは、今から十一年前（昭和三十一年）の四月東大教養学部においてであつた。

当時の特徴は、学生運動が尖鋭化していたのと同時に、大学生の自殺が非常に多かつた。この二つを何とかしなければならぬと国家権力者や、学校側は考えていた。こうしたとき、一東大生が井の頭線にとび込み自殺をはかり、ますます何とかしなければならぬと考えられるに至つた。すなわち、この学生運動や自殺が多いということは、学生教授間や学生同志の対話が少なく、またどこにも憩いの場がないからではないのかと国家権力や、学校側は考えた。

ここで、アメリカの学生会館がそのモデルとしてクローズアップされた。昭和三十八年の東大駒場学生会館開館まで欧米視察、一円玉募金、生協の協力、文部省への百度参り等がなされた。

アメリカの学生会館は、イギリスの全寮制度をみならつたものであ

つた。それは、学生同志、学生と教授との社交が人間をつくる教育として、伝統的に重視され、それが一定の効果をあげていた。この点が注目され、後にアメリカでは人間形成の場として寮以外の施設に学生会館建設の運動がすすめられたのである。従つて学生会館は、アメリカの Student Union に起源し、そしてマスプロ化によるアカデミズムの崩壊を防ぐため、大学共同社会における人間形成、全人教育をイギリスの全寮生になぞらえた。

学生会館は、大学共同社会の中心であつて、大学を構成するすべての人々のために存在しているものであり、大学の教育計画の一部を担うものとして、学生達に社会的責任を自覚させ、民主主義の下で指導者となり得る訓練を行ない、良き市民に育てあげる場としてある。従つて、学生、教授、同窓生のために、共同生活の場を与え、洗練された社交的行動を養い、大学のアカデミックな要素と非アカデミックな要素を関連づけるための仲介としての機能を果たす性格をもっている。全人教育を目標とした学生会館は憩いの場を中心とした、社交、交歓の要素の強い特殊な建築物であり、その管理運営にあつては、二つの著しい特徴が見受けられるのである。

まず大学の教育計画の一環として、学生会館の職員に強い関心を払い、学生会館のしめる位置と理念をしつかりと理解している者を配すること。つぎに意見を調整し、命令を下す最高責任者を一人持たねばならないとして、集権的な運営方法をとつており、実質的、または暗黙裡の責任と同時に、権威をもつものとして館長の地位を明確に唱えているのである。このようなものとして、当初の学館は考えられ、しかもその要求は、権力者のヘゲモニーの下に進められたのであつた。しかしながら近年だんだんと学館の認識が高まるとともに、各地の大学において、学館設立運動が起り、全国的な組織も形成されていつた。

その闘いのトップを切つたのが、東大やお茶の水大、明大なのである。以下明大学の歴史をのべていく。

「明治大学学生会館の歴史」

明大学生会館の歴史はその出発点より全国の学生会館運動とは異なつた歴史であつた。それは他大学における大衆闘争を媒介とした運動の歴史ではなく、昭和三十四年に設立された和泉学生会館（我々は生協会館とすら呼んでいる）にはじまつた大学当局との横上げ方式による歴史であつた。

昭和三十四年、全国の学生会館運動に先がけて、和泉校舎に明大最初の学生会館が設立された。しかしながらこの学生会館は、学生側の学生会館のイメージ、学生会館運動の意味が確立されないままに、また大学当局においてもいわゆる「大学共同体」の理念（この理念については現在でも多くの問題点を含んでいる）を具体化する研究を終えないままに建設されたので、今までは学生会館としての機能はほとんど発揮できず、単なる「生協会館」としてしか機能を有しておらない現状であつた。

学生会中央執行委員会は早くからこの事実に関付き、真の意味での学生会館（学生の自治活動の場）の建設を、大学に要求しつづけてきたが、その運動自体が断続的であつた為、何ら具体的発展を見ないまま三十八年に至つてしまつた。この運動自体が断続的にしか起りえなかつたということは、六十年安保斗争の前年という日本での反体制運動の最盛期であつたにも拘らず、他方での迫りくる学園に対する日本支配者層の中央集権化の意図の暴露と、それに対峙する大学の自治――

就学生の自治の社会的位置付けと学生運動における学園斗争の不明確さに基づいた結果であつたろう。即ち学園斗争としての具体的なものとして学生会館運動は、北海道大学のクラブ会館に象徴される段階、即ち学生の厚生補導の場としてのみ滞つていた為、学生会館が真に学生自治の場として、変革への基点として位置付けることが不可能であつたといえる。

昭和三十八年学生会、学苑会両中央執行委員会は、五号館落成―経営学部移転に伴い、三十四年当時武田孟学長と中村一郎中執委員長とによつて結ばれた「協定書」の通り、八号館経営学部移転跡を漸定的に学生会館として利用すべく、九月上旬よりその企画を練ると同時に新築学生会館の早期着工を推進すべく準備をすすめてきた。ここでこの協定書なるものが、三十四年の授業料値上げ反対闘争の際の最後の妥結案であつたといふことは今日に至るまでの明大学生会館の歴史にとつてまさにその出発点たる意味―即ち学生会館運動における明大方式の出発点として重要な意味を有していた。

この協定書に基づいて学生会、学苑会両中執合同で、継続性のある調査、研究、構想機関として、三十八年十月十二日「学生会館特別委員会」が正式に発足した。つづいて十月二十四日、大学との連絡会議において、次の事項を確認した。

- 一、昭和三十八年十月二十五日より、八号館（工学部研究室、同実験室、小使室、経営学部書庫、同研究室をのぞく）を、学生会館としてその運営を学生会、学苑会の「特別委員会」にまかせること。その運営については、同特別委員会と学生部委員会との間で、逐次検討を重ね、解決をはかつていくこと。
- 一、八号館改修を、改修費二千万円以内で、特別委員会の要請があり次第、直ちに行なうこと。

一、和泉、生田、本校の学生会館について互いにその計画を早急に示すこと。

以上

学生側は、学校との連絡会議設立による以上の確認と同時に、学館特別委員会は学生会館を「社会体制、産業体制に順応するのではなく、真の大学教育を具体化する場、学生の自治を確立する場、学生の自治を確立する場」即ち、社会人としての自覚を持つ学生が現状を分析、批判し、明日へのよりよき社会変革に積極的に参加しようとするような創造的人間像を自ら形成する場、また抑圧され疎外された現状の状況に対し、自らの自由と平和の意志をつよく主張し、積極的にそれを獲得する場」として位置付けてきた。この理念の下に、八号館については、新築学生会館のイメージを実験的に具体化し、それを土台として学館の早期着工を要求する具体的方法を練りあげていった。

この中で、三十九年九月に開館した八号館は、不十分ながらも学生会中執、一部各学部学生会、文連、それに喫茶室、集會室、練習室などを中心とした一連の本部センター体制ができた。そして四十一年五月七日、駿河台新築学生会館が完成するまで、少ないながらも学内外の諸問題に対する学生自治の皆の様相を呈するに至ってきた。

更に、八号館の管理運営については、明文化のないままに学生の手による管理運営体制が行なわれてきた。これには、八号館内の諸団体が一体となつて行なつてきたとはいえず、なお多くの問題点即ち、事実上学生会館の管理運営権を手にしながらも、その実質を充分に発揮しえなかつたこともあつた。それは、運営委員会体制そのものの弱体化が明確に物語つていたのである。

一方、八号館の学生会館への転用と共に、本校、和泉、生田の各々の地区に学生会館を建築するという学校側との交渉が開始されてきた。

即ち、本校地区においては、三十七年の授業料値上げ反対斗争で、小出学長と戸田学生会中執委員長との間で、四十年度学生会館工事着工が確認された。そして学生部との交渉の結果、四十一年九月、一億二千万円の予算をもつて、地下一階、地上五階の現在の学館のイメージ（新たな本部センターのイメージ）が確立されたのであつた。

和泉地区学生会館は、四十一年、同じく生田地区学生会館も四十一年に各々第一期工事を開始した。

四十一年五月、駿河台新築学生会館完成に伴い、学生会館特別委員会は、学生部との間で八号館方式を発展させるという両者確認のもとに「明治大学駿河台学生会館に関する暫定的取り決めの交渉にあつてきた。

この暫定的取り決めの交渉については、学館特別委員会が両中執から権限を委譲されて数回にわたり行なつてきたが、学生会館の管理運営権問題に対する明確な展望と大衆運動の展開の困難さの中において学生会館を学生に学生の自治の皆として認識させることができなかつた。学生会館がまさに学生自治の皆として存在し、変革への基点となるという学生会館の理念の大衆的確認は、学校当局の学生自治に対する見解、即ち学生の厚生補助の論理を粉砕することができず、学生自治を形成する皆たることの確認を不十分なままに残してしまつた。このことについては、確かに原則的な大衆運動を媒介として、勝ち取つてこなかつた学生会館なるが故に、その内容において不十分な点が諸々に見られる。しかしながら、学生会館の果たした役割は、一定の評価が下されうるものであつた。即ち、原則的な運動として展開し、勝ち取られたものでないとはいえず、逆に明大方式なるものが出来てきた背景こそを分析総括しつつ、今後の学生会館運動を展開していくことが重要であろう。

事 実 経 過

○四月二十五日 四時半 学生部委員会室

出席 新学生部 学生課

学館特別委員会 同運営委員会

一 交渉内容

一、組織の紹介

学館特別委員会、同運営委員会は、一、二部両中央執行委員会より学生会館の管理運営については権限を委譲されておりながらも取り決めに關しては交渉権しか有していない。

学生部は学生会館の管理運営問題については、学長より権限を委譲されているが、その最終承認は学長にある。

二、学生部の基本見解

新学生部は、駿河台地区学生会館に關する暫定的取り決めに尊重し、三地区の取り決めで行ないたいと答弁。また二月十八日の件については、学長と協議できる内容を入れた方が良くと思うとの答弁もする。

三、生田学生会館の備品の件

○五月六日 四時半 学生部委員会室

出席 新学生部 学生課

一、二部中執 学館特別委員会 同運営委員会

一 交渉内容

一、学生側から第一次案提出

二、和泉、生田学生会館の工事上の件

○和泉―旧学生課の取り壊しの件

○生田―備品の件

○本校―印刷機、備品修理の件

○五月九日 五時半 学生部委員会室

出席 新学生部 学生課

一、二部中執 学館特別委員会 同運営委員会

一 交渉内容

一、学生部から第一次案提出

学生会館を学生が自由に使用できるようにといながらも、骨ぬきの万能的な条文を提示してくる。実質の管理運営権を学生の手に戻すことは不可能な条文。

二、備品の件

本校学館の夏期修理の件、玄関前の掲示板設置の件

一、生田学生会館の診療所の管理の件

二、調印形式について

今回の取り決めでできても暫定調印とするとの両中執の意向伝える。

○五月十二日 五時半 学生部委員会室

出席 新学生部 学生課

一、二部中執 学館特別委員会 同運営委員会

一 交渉内容

一、九日学生部から提出された案の修正せまる。

学館特別委員会は、この修正案を両中執及び各方面に意見を聞く。

○五月十六日 十二時 和泉三番教室
十二日案を大衆討論の席上に提出

○五月十八日 十二時 和泉二一七番教室
引き続き十二日案を大衆討論の席上に提出

○五月二十日 五時 新館五階ホール
本校の学生に十二日案を提出し意見を聞く。

○五月二十二日 五時 新館五階ホール
引き続き学生の意見を聞く。

○五月二十七日 五時半 本館第二会議室
出席 新学生部 学生課
学館特別委員会 同運営委員会

一 交渉内容

一、十二日案の最終修正

二、開館式、開館準備金の件

○六月一日 十一時 和泉第三校舎

出席 新学生部 学生課
学館特別委員会 同運営委員会

一 交渉内容

一、「明治大学学生会館の管理運営に関する暫定取り決め」とその覚書に学生部と学館特別委員会との間で調印

二、開館式、開館準備金の件

学館の任務と方針

我々の長い年月を経た闘争の実が今やつと結ばれようとしている。即ち昭和三十四年にはじめて学生会館なる名称の建物が建てられ、昭和三十七年の学費闘争を経て、三十九年には、駿河台地区の八号館が、四十一年には駿河台地区に新学館が、さらに、今年度に和泉、生田に新学生会館が建ち、やつと第一期工事が完成をみたのである。

我々は今後の学館運動の任務と方針は何か、またそれを行なう主体はいかなるものであるかについて明らかにしていきたい。それは①明大の現在の状況と国家権力並びに学校権力の動向、②現在の明大生の意識状況、③明大の学館運動の特殊性の三点を明らかにしたうえでなければならぬ。以下簡単に述べていきたい。

① 明大の状況と権力者の動向

我々が最も主体的に、そして真剣に闘った学費闘争の敗北と、その後の学内右傾化によつて現在の明大状況は規定される。即ち学生内部の対立と混沌と学校側の処分具体化促進とカリキュラム改悪（和泉地区九十分五時間授業）が進行している。これは、日本帝国主義の反動化とまさしく一致し、かつ、突出部隊に対する徹底的な個別撃破の具体的進行であり、カリキュラム改悪は、我々の学費闘争の反対スローガンの一つであつた、反動文教政策即ち大学設置基準の明大内における実施にほかならない。他方、学校側によつて協調できる学生には、「アメ」を与えるという方策にでてきている。我々の学生会館もこのような二面性を有する学校側の政策の一つである。「アメ」の政策の結果にほかならないことを十分認識しなければならぬ。即ち一方で処分を厳しく、他方で多くの大衆、サーク

員に対して学生会館を与えるという学生戦線の分断が意図されているのである。

② 明大生の意識状況

学費闘争の残したものは大きかつた。その一つに、最も果敢に闘つた人間が多く学校を去り、また消耗していつたこと。他の一つに自治会に対して多くの人間が不信を持つようになり、彼等にますます政治アレルギーを引き起こさせ、あらゆることに對する無関心層を造り出したことである。このことの端的ならわれが、我々学館委員会が行なつた（情宣不足ではあつたが）学館に対する討論会が決定に盛り上りを欠いていたことに示される。またこれは和泉祭の停滞にもみられる。まさしく、多くの学友は話合ひの幻想をかなぐりすてると同時に理事会、教授会、自治会の三者に對し決定的な不信を抱くに至つたのである。

③ 明大生運動の特殊性

明大生運動の歴史にも明らかのように、我々の多くの先輩達の努力にもかかわらず、学生会館に對する学友の認識が非常に低いといわざるを得ない。その一つに、この新学生会館が建設されることになつたのも三十七年学費闘争の副産物であり、四十一年の駿河台地区学生会館に關する管理運営問題も何ら多くの学友の意見を聞くということもなされず、そしてまた、今回も一定程度討論会、説明会等が開かれたが、ほとんど以前と同じような形態で取り決め案が結ばれたのであつた。このように、過去一度として学生会館とは何か、という我々にとつて最も大切なことが根底的に問われたことはなかつた。従つてこのことが、学生会館に對する問題意識を、学友の中に充分浸透させることができず、単に部屋センターであるとか厚生補導の場であるという位置づけを許し、文部省や学校側の意図

するところを貫徹させてしまふという結果を生んでいる。我々はこのことをしつかりと認識して今後の学館運動にとり組む必要があるだろう。以上の諸点を踏まえつつ今後の学館運動について考察していきたい。

従来の学館運動は大体三つに大別される。その一つは、学館設立要求とその設計図作成を学生の手で行なうという要求の運動で、学館運動の最も初期のものである。第二の運動は、管理運営権獲得闘争であつた。これは全国の学館問題の主要な争点であり、現在も多数の大学で闘われているものである。第三として、それらの費用、即ち、学館の管理運営費用とその他の活動費用を全額国または学校負担とする運動であつた。この三つに今や新たな課題が我々に課せられることになつた。即ち、学生会館を管理運営していく組織が形成されたことによつて、その組織自体の任務は何かということが問題となつたのである。我々明大においては、学館委員会なるものがあり、この委員会の任務は一体何かということが今や我々の急務となり、全国的にもそのような委員会の活動は暗中模索と実験の段階である。例えば、中大においては、自主講座が行なわれている。即ち、委員会は、いかなる視点を持ち、いかなることを行なう機関であるか、ということが問題なのである。これはこの委員会が自治会でもなく、サークルの一種でもなく、事務屋でもないが、一方で自治会の下部機関の如き観を持ち他方で非常に事務的の仕事が多いという性格を持つが故に問題を一層困難にしている。

④ 学館運動と学館委員会の任務

全体的な視点からの学館運動は次のようなものでなければならぬ。学館運動そのものは自治運動の一環として行なわれなければならないのは勿論、この学館を通じて行なふうとして行なうべき国家権力ま

たは学校権力の意図の貫徹をいかにして阻止するかというものでなければならぬ。なぜなら、学館理念にも述べた如く、学館は本来我々の自主性と創造性を媒介とした運動の場であると考へるが、これに対し、国家権力は明確にアンチしてきているからである。我々は、自治会に対する不信を一刻も早く取りのぞき、学館に対する正しい認識を持つよう努力しなければならぬ。それは次のような作業を通してなされる必要がある。第二期工事（理事会から第二期工事は四十三年度優先事項として着工を考慮するという中執に対する回答書がある）を我々が全面的に取り組むことによつて、学生の利益に直接かかわりを持たせ、あらゆる無関心層の目を開かせることであり、それに対して明確なる方針と展望を提示することになければならぬ。我々の日常生活から湧きでる不満と欲望をいかにトータルな形で組織化していくのかということが我々の課題であり、従つて、学館委員会は自治会・サークル・ゼミ・クラス等の討論を意識的に追求するための場を設定していかねばならないと考へる。このことが現在ある自治会不信と自治運動の停滞を打破するものである。

⑤ 学館の内部問題

駿河台地区の学生会館を過去一年間運営してきて様々の問題が生じた。従つて、それを統一的に把握するなかから、今後の学館の内部的問題を解決する方向性をみつけ出していかねばならない。然しながら、現在は、四月十二日からの学館委員会合宿において、出された問題を整理し、その時の任務と方針をここに明らかにするだけで十分であろう。次の諸点が明らかにされた。①運営上の問題として、一部・二部の任務分担が明確でなく、運営委員の仕事が極めて事務的なものであつた。これは運営委員会と運営委員の任務の認識

が欠けていたことによる。②組織上の問題としては、下部機関である運営委員会が上部機関の学苑会中執の部屋使用を禁止したことと、運営委員と中執委員とを兼ねた者がいて、両委員間に矛盾が生じ、中執の意向を一方的に学館におしつけるという結果を生じたこと。また、運営委員が中執の意向にそぐわない場合に、中執が一方的に首を切る可能性を与え、今後の学館独自の運動に問題を残した。③財産上の問題としては、学館の各利用者団体からの分担金によつて運営委員会の運営費用にあてなければならず、従つて、各利用者団体の都合で一銭も金が出ず、運営委員会の活動が非常に制限された。④最後に学館を運営するにあつての明確な理念がなかつた。従つて、学費闘争に対しても単にバックアップするという形でしか取り組みえなかつたし、学館封鎖命令に対しても、ほとんど大衆的なものとならなかつたことなどである。以上の諸点を踏まえたところの我々の任務と方針は次の如くであつた。

学館独自の運動領域があることを確認し、学館に対する理念を我々自身の中で明確化し、日常活動において、自治会・サークル・ゼミ・クラス間の討論を通じ、それらと学生大衆との接点を持たせるべく原則的な活動をしていくこと。従つて、その前提として運営体制、即ち組織上・財政上の問題を明確にし、それらを整備強化することである。これが我々のいう学館の独立であり、この方向に進むことが合宿で確認された。

⑥ 第二期工事の展望

最後に第二期工事についての学館委員会の展望を述べておく。駿河台地区における旧八号館（現部屋センター）をとりこわし、我々の手による設計と、その下における様々の要求を実現していきたい。従つてその作業の第一歩として、対理事会・对学生部団交を要求し

我々独自の集会を持ち、その中からまた委員会を形成して、そこで種々の要求を出していく作業がとられねばならない。

☆資料

- 明治大学 総発四十第三十二号 昭和四十年六月二十二日
- 明治大学学生中央執行委員会委員長 中沢満正 殿
- 同学館特別委員会委員長 浦野 稔 殿
- 学校法人明治大学 理事長 長野 国助 殿

☆回答書

神田地区学生会館の第二期工事は昭和四十三年度に優先事項として着工するよう考慮する。

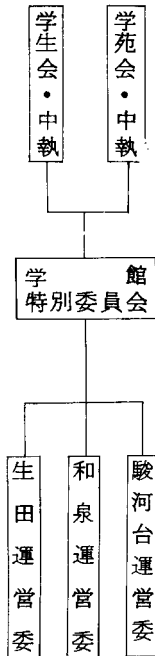
以上

☆スローガン

- 一、第二期工事の着工を勝ちとろう
- 二、第二期工事の設計を我々の手で

学館特別委員会並びに運営委員会

新学館特別委員会は、旧特別委員会の推薦と中執の承認によつて正式特別委員になり、その内部互選によつて役員が選出され、新特別委員会が結成された。新学館運営委員は特別委員会が推薦し中執の承認によつて、正式運営委員になり、内部互選によつて、役員が決定される。以上を図で示すと左のような組織形態となります。



☆学館特別委員

委員長	副委員長	委員	地区
児玉 敏昭 (法四)	蔵本 健 (一部文)	二宮 薫 (法二)	和泉地区
"	"	高橋 憲三 (工二)	二宮 陽一 (政二)
"	"	米山 碩一 (政三)	竹谷 至弘 (文二)
"	"	中川 正弘 (一部文)	則竹 久子 (文二)
"	"	平井 陽一 (政二)	平野 栄一 (政二)
"	"	竹谷 至弘 (文二)	生田地区
"	"	糸賀鉄太郎 (工二)	高橋 憲三 (工二)
"	"	豊田 栄一 (農二)	糸賀鉄太郎 (工二)
駿河台地区			豊田 栄一 (農二)
			横江 早苗 (農二)
			戎居 正人 (農四)
			後藤 章博 (工四)
			大村 悦子 (工四)
			藤田 睿一 (工三)
			岸田 毅 (工三)
			長島 高行 (農三)
			棚田 明光 (工三)

国立大学学生会館設置計画要項

(文部省大学学術局学生部 S三十四・三)

- 一、設置の目的

教室外における学生生活の中心として、つぎのような目的を有する施設を総合的に整備し、大学における学生の厚生補導を効果的に実施できるようにすることを目的とする。

① 学生相互または、学生教職員間の日常的な人間関係を緊密にすること。

② 教養を高め、社会性の発展を助長するための課外教育活動を盛んにすること。

③ 学生の厚生福祉を増進すること。

二、会館の管理運営

① 管理組織

(イ) 会館の管理運営の責任者は学生部長とする。

(ロ) 学生部長は会館の施設、設備を維持管理させるため会館事務主任を定め、会館従業員を指揮監督させる。

(ハ) 学生部長は部下活動系の職員を会館に常駐させ、学生団体の運営およびその行事計画について指導と助言を与え、とともに「会館運営規則」にもとづいて学生または、学生団体を指導し監督させる。

(ニ) 学生部長は、課外教室計画にもとづき学生の教養を高め、社会性の発達を助長するための行事を主催する。

(ホ) 学生部長に対する助言機関として会館運営委員会は、学長の任命する教職員と学生からなり、学生部長が主宰する。

② 経 理

(イ) 会館の施設、設備を維持するための経費は国が負担する。

(ロ) 食堂軽食堂は独立の会計として「中略」も独立採算を原則とする。

(ハ) 社交施設、学生関係専用施設等の光熱水道暖房の経費は、全学生の均等負担とする。

(ニ) 略省略する。

明治大学学生会館の管理運営に関する暫定取り決め

明治大学学生会館の管理運営について、大学と学生会、学苑会は次のとおり取り決める。

一、(名 称)

本会館は明治大学学生会館と称し、駿河台学生会館、和泉学生会館、生田学生会館からなる。

二、(管理運営)

本会館の管理運営(運営並びに運営に伴う管理)は、学生部長に届けられた学生側の学生会館委員会(以下学館委員会とする)がこれにあたる。

(I) 鍵は学館委員会が管理する。

(II) 学館委員会は本会館内における集会室、練習室、ホール等の利用状況について定期的に学生課に報告するものとする。

(III) 大学(法人)が設置した什器、備品の管理については、学館委員会が責任をもつて行なう。学館委員会は大学(法人)が所有する備品台帳の写しを常備し、年二回大学(法人)の係員が学生課員及び学館委員会立合いのもとに点検を行なう。建物、施設、什器、備品の破損、紛失の場合は直ちに学生課に届け出るものとする。

(IV) 本会館建物、施設、什器、備品の管理及び改造、防火、衛生等については必要に応じて学生部及び法人と学館委員会との間で話し合うものとする。

三、(経 費)

(I) 本会館における什器、備品の購入及び建物、施設、什器、備品の維持保全にかかわる経費は大学(法人)の負担とする。

(II) 前項以外の経費は原則として学生の負担とする。ただし大学は学館委員会と協議のうえ、助成することができる。

四 (使用要領)

本会館の使用要領は本取り決めに従つて学館委員会が作成し、学生部長に届け出るものとする。変更を生じた場合は直ちに届け出るものとする。ただし使用者の範囲、使用時間等は次の如く定める。

(I) 本会館の使用者の範囲は本学(明治大学、大学院、短期大学、明治高等学校及び同中学校)の学生、生徒、教職員とする。学者の参加する集会については学生部長に届け出るものとする。

(II) 使用時間は各地区の実情に応じて別に定める。

(III) 委員会室、サークル室等で使用する電気器具については予め学生課に届け出るものとする。

(IV) 本会館における禁止事項は次の通りとする。

(i) 本会館を宿泊の目的で使用すること。

(ii) 本会館における建物、施設の無断改造。

(iii) 大学備付以外の暖房(電熱器、石油コンロ等)の使用。

(V) 本会館内における物品の販売、募金については本学所定の手続による。

五 (清掃)

本会館内の清掃は原則として大学(法人)が行なう。ただしその方法、回数については各地区毎に定める。

六 (協議)

本会館の管理運営に関する重要事項の決定、変更ならびに学外者の参加する集会について疑義のある場合は、学長又は学生部長と学館委員会との協議にもとづき、双方了解の上で実施する。ただしこの項は自治拡動を制限するものではない。

七 (委員の変更)

学館委員会の委員に変更が生じた場合は直ちに学生部長に届け出るものとする。

昭和四十二年六月一日

明治大学学生部長 篠崎 武

明治大学学生会館 春山 武
特別委員会委員長

覚 書

一、学生部と学生会館特別委員会の間で「明治大学学生会館の管理運営に関する暫定取り決め」についてこの覚書を取り交し和泉学生会館及び生田学生会館を開館する。

二、鍵は学生会館委員会が防火、衛生上の必要から守衛所に保管を依頼する。守衛所は責任をもつてこれを保管し、学生会館委員会の要請があれば学生会館委員会に渡さねばならない。ただし駿河台学生会館は従来通りの方式とする。

以上を学生側の内規に入れる。

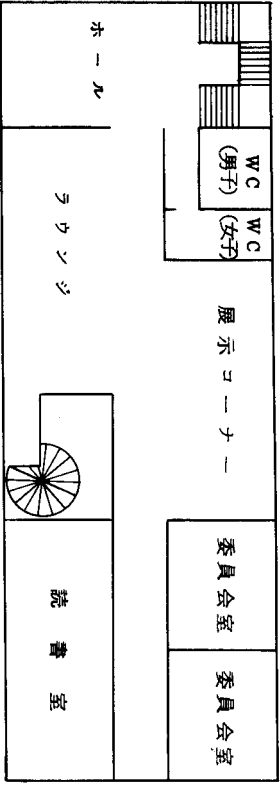
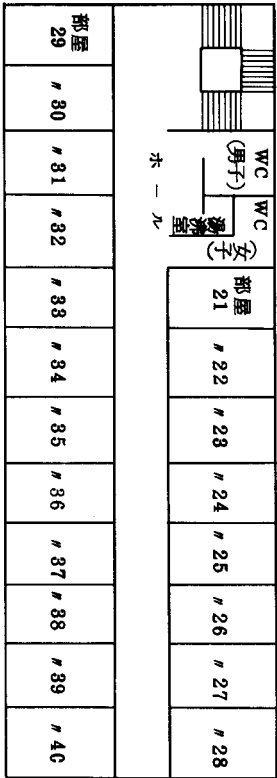
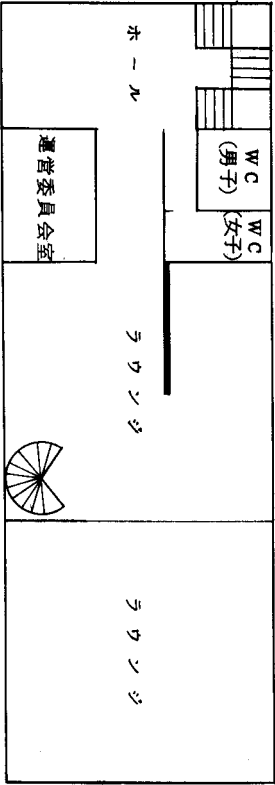
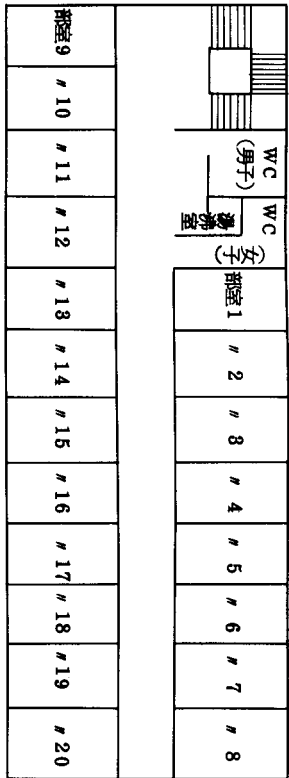
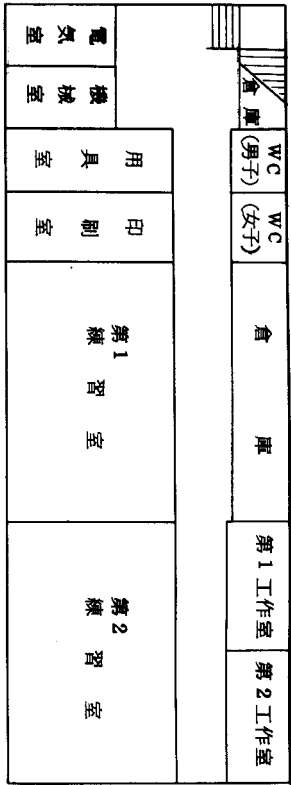
三、「明治大学学生会館の管理運営に関する暫定取り決め」及びこの覚書にある学生会館委員会が成立するまでは学生会館特別委員会がこれにあたる。

昭和四十二年六月一日

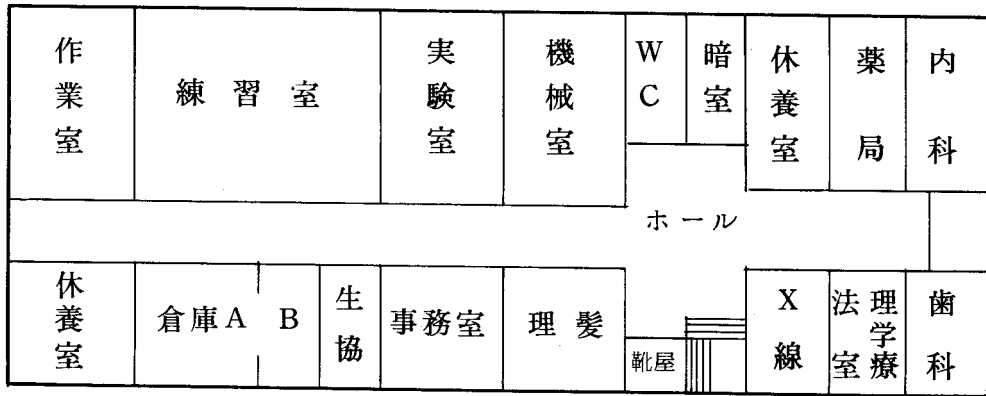
明治大学学生部長 篠崎 武

明治大学学生会館 春山 武
特別委員会委員長

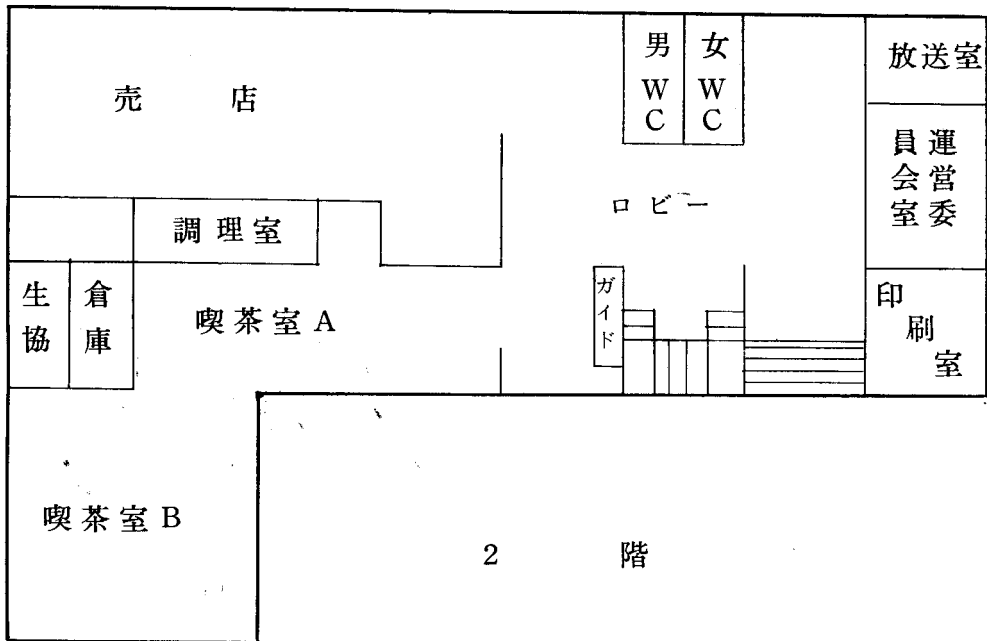
和泉学生会館



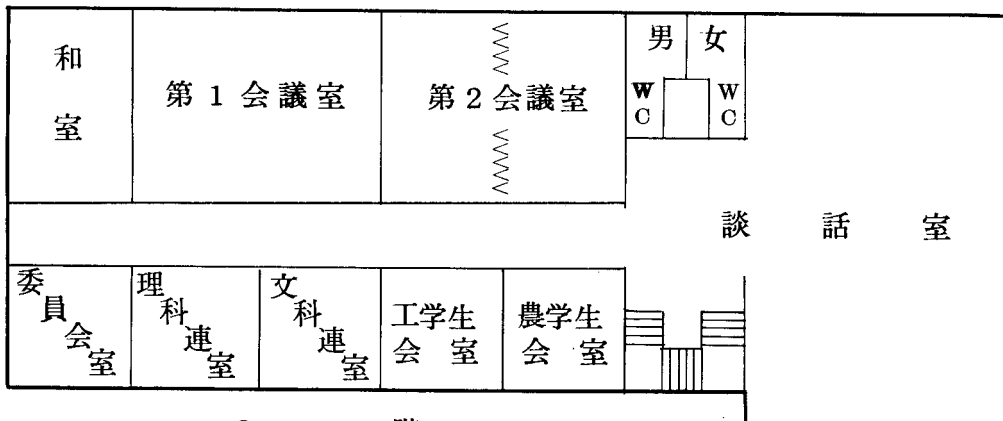
発行責任者
 学館特別委員会 児玉敏昭
 印刷所 鈴木印刷有限公司
 神田・明大横通り
 電話 二九四・二六七〇三



1 階



2 階



3 階